

基礎ぐい工事技能者能力評価実施規程

令和2年3月31日

建設技能者の能力評価制度に関する告示（平成31年国土交通省告示第460号）及び建設技能者の能力評価制度に関するガイドライン（平成31年3月29日）に基づき、基礎ぐい工事技能者能力評価実施規程を以下のとおり定める。

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、一般社団法人全国基礎工事業団体連合会及び一般社団法人日本基礎建設協会（以下「団体」という。）が、建設技能者の能力評価制度に関する告示及び建設技能者の能力評価制度に関するガイドラインに基づき、国土交通大臣の認定を受けた基礎ぐい工事技能者の能力評価基準に従って実施する能力評価事務に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この規程において、「評価」とは、建設技能者能力評価制度推進協議会（以下「協議会」という。）が運営するレベル判定システム等を活用し、能力評価基準に従って実施する能力評価をいう。

（基本方針）

第3条 能力評価に関する事務は、レベル判定システム等を活用し、厳正・確実かつ公正に実施するとともに、個人情報取扱いに十分留意すること。

第2章 評価の申請

（評価の実施）

第4条 団体は、評価を受けようとする者の申請により、レベル判定システム等を活用して評価を行う。

（申請の受付開始時期）

第5条 評価の申請は、令和2年4月1日より受け付けることとする。

(申請者の要件)

第6条 評価の申請は、建設キャリアアップシステムに技能者登録され、技能者IDを取得している者（以下「技能者」という。）でなければ、これを行うことはできない。

- 2 前項の規定にかかわらず、技能者の所属事業者、上位下請事業者又は元請事業者（いずれも建設キャリアアップシステムに事業者登録された者に限る。以下「所属事業者等」という。）は、技能者の同意を得て、代行して申請を行うことができる。

(評価の申請)

第7条 評価の申請は、建設キャリアアップシステムの運営主体である一般財団法人建設業振興基金に対する建設キャリアアップカードの更新申請と合わせて行う。

- 2 評価を受けようとする技能者は、レベル判定システム等に必要事項を登録し、評価の申請を行うものとする。

(経歴証明を行う者)

第8条 経歴証明は、技能者の所属事業者等が行うことができる。

- 2 前項に定める者による経歴証明を受けることが困難な場合は、団体が技能者の所属事業者等に代わって経歴証明を行うことができる。

(経歴証明書の提出)

第9条 前条に掲げる経歴証明の申請は、令和6年3月31日までの間に限り、行うことができる。

- 2 経歴証明を申請する場合は、経歴証明を行う者が、技能者の同意を得た上で、代行して評価の申請を行うものとする。

(経歴証明の範囲等)

第10条 経歴証明により証明できる範囲は、建設業に従事した時点から令和6年3月31日までの間で国土交通省が定める日までとする。当該日後の経験は、建設キャリアアップシステムに蓄積された情報のみを用いて評価する。

- 2 令和6年3月31日までに申請された経歴証明については、同日より後に行なわれた評価の申請に係る評価に用いることができる。

- 3 第1項の建設業に従事した時点は、建設業に従事して最初に取得した建設業に関する資格等の取得年月（建設キャリアアップシステムにおいて確認できるものに限る。）を設定する。

第3章 評価の実施

（評価の実施開始時期）

第11条 評価は、令和2年4月1日より実施する。

（評価実施の公告）

第12条 評価の実施に関し必要な事項は、団体のホームページ等により周知する。

（評価の実施）

第13条 評価は、能力評価基準及びこの規程に基づき実施する。

- 2 団体は、レベル判定システム等を活用し、建設キャリアアップシステムに登録・蓄積されている申請者の情報が、能力評価基準に定める各レベルの基準に適合しているかどうかの確認を行い、適合している場合には、適合するレベルを認定する。
- 3 前項の確認は、経歴証明が申請されている場合には、建設キャリアアップシステムに蓄積された就業日数、職長・班長としての就業日数に加えて、経歴証明として登録された就業期間、職長・班長としての就業期間を足し合わせた日数を用いて行うものとする。また、足し合わせる場合には、建設技能者の能力評価制度に関するガイドラインに規定する計算方法により行うこととする。
- 4 前項の場合において、経歴証明として登録された就業日数の起算点が、建設キャリアアップシステムに登録されている建設業に関する資格等の取得年月よりも前の時点となっている場合には、当該取得年月を経歴証明書に登録された就業日数の起算点とみなす。

第4章 評価の結果の通知等

（評価結果の通知）

第14条 団体は、レベル判定システム等を活用し、申請者及び一般財団法人建設業振興基金に対して評価の結果を通知する。

(カードの交付)

第15条 評価結果のレベルに応じた建設キャリアアップカードは、一般財団法人建設業振興基金から申請者へ交付する。

第5章 評価手数料

(評価手数料)

第16条 評価実施に係る手数料は、3,000円(税込)とする。

(評価手数料の徴収)

第17条 評価手数料は、建設キャリアアップカード更新手数料(1,000円)と合わせて、協議会において徴収する。

第6章 雑則

(不正行為に対する措置)

第18条 申請者が不正な方法によって評価を受けたことが明らかになったと認める場合には、団体は当該評価の結果を取り消し、申請を行った者及び一般財団法人建設業振興基金に通知する。

(秘密の保持)

第19条 評価事務に携わった者は、事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。